

# 福岡県公報

平成二十八年十二月九日  
第三千八百五十一号  
増刊  
①

## 目次

告 示 (第八百六十五号)

○学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程の一部を  
改正する告示 (私学振興課) ……………

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正  
(市町村支援課) ……………

## 告 示

福岡県告示第八百六十五号

学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月九日

福岡県知事 小川 洋

学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程の一部を改正する告示

学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程(平成二十一年六月福岡県告示第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「及び第三項」を、「第三項及び第十二項」に改める。

第二条中「日本標準産業分類(平成十九年総務省告示第六百十八号)」を「日本標準産業分類(平成二十五年総務省告示第四百五号)」に改める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四百二十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホームゆーとびあ宇佐町	宇佐町二五一
特別養護老人ホームあだち園	小倉南区沼緑町二九一

を

特別養護老人ホームゆーとびあ宇佐町	宇佐町二五一
特別養護老人ホーム新栄きよみずの杜	弁天町六一三
特別養護老人ホームあだち園	小倉南区沼緑町二九一

に、

養護老人ホーム徳寿園	徳力四一三二一
特別養護老人ホームひびき荘	若松区大字安屋三三二〇一三

を

養護老人ホーム徳寿園	徳力四一三二一
介護付有料老人ホームラフィーネ	上葛原二二二一一
特別養護老人ホームひびき荘	若松区大字安屋三三二〇一三

に、

特別養護老人ホーム白龍園	網分九六六番地二
--------------	----------

を

る。

特別養護老人ホームはくりゆう園

〃  
網分一九二一

に改め